

京都市告示第173号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和6年5月22日

京都市長 松井 孝治

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	寄附金税額控除の 対象となる期間
社会福祉法人大五京 に対する寄附金	京都市北区衣笠衣笠山 町10番地	当該法人の主たる 目的である業 務	令和6年1月1日以後

(行財政局税務部税制課)